

新潟県農薬管理指導士養成研修等実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>新潟県農薬管理指導士養成研修等実施要領</p> <p style="text-align: right;">昭和62年11月18日 改正 稲振第343号の2 平成12年12月21日 改正 農園第 15号の3 平成20年4月9日 改正 農園第353号の2 平成23年9月1日 改正 農園第226号の2 平成26年6月23日 改正 農園第568号の2 平成28年11月8日 改正 農園第 690号 平成30年11月19日 改正 農園第 852号 令和3年2月1日 改正 農園第 711号 令和6年10月24日 <u>改正 農園第 941号</u> <u>令和7年1月23日</u></p> <p>(趣旨) 第1～4 (略)</p> <p>(認定の特例に関する手続) 第5 要綱第9に規定する認定を受けようとする者は、全国農業協同組合連合会及び全国農業協同組合が主催する試験に合格又は全国農業共済協会が主催する研修会修了を証する書類を申請書に添付しなければならない。 <u>2 要綱第9の2に該当する者は、他都道府県認定の農薬管理指導士の認定を証する書類を申請書に添付しなければならない。</u></p>	<p>新潟県農薬管理指導士養成研修等実施要領</p> <p style="text-align: right;">昭和62年11月18日 改正 稲振第343号の2 平成12年12月21日 改正 農園第 15号の3 平成20年4月9日 改正 農園第353号の2 平成23年9月1日 改正 農園第226号の2 平成26年6月23日 改正 農園第568号の2 平成28年11月8日 改正 農園第 690号 平成30年11月19日 改正 農園第 852号 令和3年2月1日 改正 農園第 711号 令和6年10月24日 <u>(新設)</u></p> <p>(趣旨) 第1～4 (略)</p> <p>(認定の特例に関する手続) 第5 要綱第9に規定する認定を受けようとする者は、全国農業協同組合連合会及び全国農業協同組合が主催する試験に合格又は全国農業共済協会が主催する研修会修了を証する書類を申請書に添付しなければならない。 <u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(資質向上研修受講の申請手続)</p> <p>第6 資質向上研修を受講しようとする者は、研修実施団体の傘下組合の組合員等にあつては当該研修実施団体を通じて、それ以外の者にあつては県植物防疫協会を通じて、別記様式第2号の新潟県農薬管理指導士資質向上研修受講申請書により知事に申請しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>附則 (令和7年1月23日農園第941号) 改正後のこの要領は、<u>令和7年1月23日</u>から施行する。</p> <p>(略)</p>	<p>(資質向上研修受講の申請手続)</p> <p>第6 資質向上研修を受講しようとする者は、研修実施団体の傘下組合の組合員等にあつては当該研修実施団体を通じて、それ以外の者にあつては県植物防疫協会を通じて、別記様式第2号の新潟県農薬管理指導士資質向上研修受講申請書により知事に申請しなければならない。</p> <p><u>2 要綱第9の2に該当する者は、他都道府県認定の農薬管理指導士の認定を証する書類を申請書に添付しなければならない。</u></p> <p>附則 (令和6年10月24日農園第711号) 改正後のこの要領は、<u>令和6年10月24日</u>から施行する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>